

新聞通信調査会報

毎月一回一日発行
昭和40年2月20日
第三種郵便物認可

6 - 2004

テロの脅威が求心力に 「戦時下」の米大統領選を占う

上田 泉 貴

(共同通信社外信部編集委員)



一九九八年十一月からワシントン支局のデスクを務め、四年半近く支局のオペレーションを担当した。モニカ・ルインスキさんとクリントン大統領の不倫もみ消し疑惑があつて史上例のない大統領弾劾手続きと政争が巻き起こり、その間にアフリカでのアメリカ大使館に対する同時爆破テロがあり、ウサマ・ビンラディンが世界に登場する。

膨大な資金で宣伝合戦

クリントン政権はスーダンとアフガニスタンにトマホーク・ミサイルを撃ち込んで、ビンラディンを殺そうとするが失敗。その結果が二〇〇一年九月十一日のテロという報復だった。そのテロと二〇〇〇年十一月の歴史上例のない大接戦の大統領選挙を受けて、今回の大統領選挙を迎える。

結論から言うと、今ブッシュは非常に厳しい状態に置かれているが、秋の大統領選挙はまだブッシュの方が有利だと考える。

選挙のキーワードはまず「資金」。次に選挙の行方を左右するファクターは「経済」、中でも一番有権者が気にするのは失業率。それと「イラク」「テロ」。九六年、九八年の中間選挙あたりからアメリカの有権者の動向は民主党四〇%、共和党四〇%、そして残りがスイング(振れる)ボーダー、いわゆる浮動票が二〇%と色分けされている。この二〇%をどっちが取るかで大統領選挙も中間選挙も決まる。

アメリカ大統領選は実際の投票数で争わない。州ごとに割り当てられる選挙人の数が違う。そこ

で勝った方が選挙人を総取りする。前回、フロリダはコンマ以下の得票率差だったが、実際は総取りする選挙人の数は二十七人ということで全体的に大きな影響を及ぼす。代議員が多くかつ浮動票の多い都市部をどれだけ押さえられるかがカギになる。全米五十州のうち、共和党と民主党に色分けできる州は四十州ぐらいあるから、残り十州だけの戦いと見ている。

膨大な選挙資金は重点的な十州につき込まれる。アメリカの選挙の手法はタウンミーティングという小さな集会を開いて、一人一人に握手をして支持を広げていくのだが、行けるところは限られる。それを補うためにテレビ宣伝をやる。この宣伝料が非常に掛かる。ブッシュの選挙費用は二〇〇〇年の時には一億八千万ドル(約百九十億円)で史上最高だったが、今回はまだ半年近く残して既にその水準を超える勢いの一億七千万ドル台、レコードは塗り替えられようとしている。ケリー上院議員も一月から三月までに五千万ドルという、民主党候補としては異例に多額な寄付を集めたが、ブッシュ陣営には太刀打ちできない。

行方左右する「経済」

もう一つ大きな着目点として、アメリカという国が現在、正しい方向に向かっているかどうかという社会のムードを問う世論調査がある。昨年の春フセイン政権を倒した時点では五七%だったが、現在は四七%しかない。ブッシュとケリーを比べたらブッシュに投票すると言っておきな

ら、有権者は米国が良い方向に向かっているかという判断しているようだ。これが日本ではあまり報道されないが、重要な数字ではないかと思っている。

国は良い方向に向かっているかどうかという質問に対して、これまでの現職大統領、例えば八四年四月のレーガンの時は五四%ぐらい、九六年四月のクリントンの時も五六%でそれほど暗くないムードを有権者は感じていた。それに比べるとブッシュは五割を切っているわけで、この辺は心配な要素だと思う。それでもまだ、ブッシュ有利と私が考えるのは、イラク以上に有権者が心配するテーマで現政権がまずまずの結果を見せているからだ。有権者は自分の生活を守るかどうか、つまり経済とテロを心配している。

アメリカ人にとって一番怖いのは失業。失業率はここ数カ月五・四%前後だが、三月の有効就業者数の増加は経済アナリストの予想を上回って拡大したことがアメリカの経済はうまくいっているという判断の理由になっている。雇用を創出して個人消費が伸びていけばアメリカの経済はOK。大型減税と金融緩和で、インフレも押さえつつ景気拡大化しているという現在の路線が投票日の十月上旬までもてば、戦争の下での結束という底堅さと経済のプラスで何とか勝ち抜けるのではないかとというのが私の分析だ。

伸び悩むケリー

加えて挑戦するケリーの伸び悩みがある。民主党の熱気を帯びた予備選を戦って勝ったものの、

この一カ月でもうしほれた。なぜ支持が伸びないのか理由をあれこれ探してみた。

『「ニューズウィーク」が十八歳から二十九歳までの戦争に行くかもしれない世代を対象に世論調査をしたら、ケリー上院議員に対しての支持は四五%しかなかった。一方、宗教右派といっているほど保守的なブッシュに対して若者が四二%も支持していた。若者を惹きつけられないこともケリー上院議員の人氣が拡大しない理由ではないか。

アメリカに帰化したフランス人でクロテール・ラパイユという、カリスマ・コンサルタントや広告の天才と呼ばれる人がいる。アメリカのムードをつかむのに長けた彼のケリー評は「豪華なコートと豪華なジャケットを着ている。脱いだら生身の人間が出てくるかと思えば、またシルクのシャツが出てくる」と厳しい。ケリーはエルル大学を出て、志願してベトナム戦争に行き、中尉で退役。負傷もしているし、病兵を助けて勲章をもらった英雄だ。七一年から政界入りし三十年以上ワシントン内部の人間として生き残ってきた。新鮮さがない。かつ東部のエスタブリッシュメントを絵に描いたような出身。やばりたいブッシュと比べ、普通の有権者から支持を得られない理由ではないかと分析されている。

ブッシュ自身も父親が大統領だったからそれほど庶民的ではないが、単純で分かりやすい。中絶反対、教育を大事にする、かつ毎週日曜日には教会に行く。普通のアメリカ人の支持は底堅い。

ケリーが伸び悩んでいるもう一つの要素は、三番目の候補者として消費者運動家のラルフ・ネーダーが無党派で出馬しているためだ。ブッシュ対ケリーで拮抗しているも、ネーダーを加えた三人での世論調査をやると、ネーダーは必ず四〜六%の支持率を取っている。これが非常に大きい。

のしかかる「イラク」

大統領選挙がどういふふう展開するかという上でイラク戦争は避けて通れない問題だが、『ワシントン・ポスト』のボブ・ウッドワードが『攻撃計画』という、イラク攻撃決定までの内幕を暴いた本を出した。パウエル国務長官は軍人出身だが、イラクと戦争をして勝つことは勝つ、その後、イラク人の夢も希望も失敗も金もすべてアメリカが背負い込むことになる、それでいいのかと反対したという。ブッシュはそれに答えなかった。ラムズフェルド国防長官に戦争計画を指示した。ブッシュにとってイラクは9・11の直後から攻撃しなければいけない敵だという考えが「直感のように」あった。ブッシュは自分の政権が発足してまだ足元がしっかりしない時に起きた同時テロがトラウマになって、これに対処、解消しないことには自分は指導者としてやっていけないのだ、という強迫観念があると思う。

過去にイラクが生物兵器を持っていたことは事実で、今持っているかどうか分からないにせよ、アメリカにとって脅威であるという非常に単純な理屈で戦争を始めた。テロの脅威のもとになるか

もしれないものは先制攻撃で取り除くのだという盲信から突き進んでいった。どうなるかは全然考えていない。電撃的に攻撃して政権を倒す、解放して住民に花束で受け入れられ、その後民主化が定着する——と非常に単純な計画しかなかった。

今、イラク政策は全く破綻^{はたん}していることは明らかだ。昨年の五月一日、大規模戦闘が終了した時に、復興事業からフランスやドイツの企業を締め出した。せっかく国際社会を取り込むチャンスがあったのに失敗し、その後も国際社会を引き込むことに失敗している。

ただ、政権を攻撃する民主党の中にも国際社会の中にも、イラクをブッシュに任せておけないという切羽詰まったムードがある。今後、曲がりなりにも主権をイラク側に移譲して国連が表に立ってイラク政策を始めれば、十一月まではイラクの情勢は持ちこたえる、もしくはこれ以上悪くはならない可能性が出ている。失業率がいい方向に向かっていることを併せて考えると、いくら厳しい状況とはいえブッシュはこれ以上落ち込まないでやっていけるのではないのかなという感じがする。

9・11テロ後初の大統領選

これまで挙げてきた失敗にもかかわらず、アメリカの有権者が戦時の大統領の下に集まるのは、やはりテロに対する恐怖からだ。二〇〇一年九月十一日、私もワシントンにいた。朝、ニュースを見ていたらニューヨークの貿易センタービルに飛行機がぶつかった直後の映像が映し出された。も

う一機突っ込んできた。その瞬間、絶対事故じゃない、戦争が始まったと思った。自宅からポトマック川を渡ってホワイトハウス近くの支局に向かう途中、国防総省、ペンタゴンが炎上していた。

アメリカ人にとっては初めて経験した自国内での戦争で、テレビのニュースが議会は燃えていると伝えたり、ロサンゼルスでも攻撃があったりとか、パニックに陥っているんなデマが飛んだ。空には戦闘機が飛んでいる。普段は車で混雑するワシントンの街が、何十^{*}も離れた自宅に歩いて帰る人の波で埋まった。とんでもないことが起きているな、と実感した。直接被害に遭ったニューヨークとワシントンだけでなく、全米が次は自分の町がやられるのではないかという恐怖に凍り付いた時が何時間あった。

当時、ブッシュはフロリダに遊説に行っていた。側近に事件を耳打ちされて、安全のためすぐエアフォースワンに乗って飛び立ったが、それから二時間ほど、安全な場所がどこなのか決めかねて飛び続けた。自分の国の中でどこへ行っていいか分からないというブッシュ自身の恐怖。軍は次に飛んできた民間機をそのままにしているのか、撃墜すべきではないかと苦悩した。初めて攻撃にさらされたアメリカ人の恐怖は計り知れないものがあつた。9・11からアメリカは生まれ変わった。テロ後初めての大統領選なので、恐怖要素がどう作用するのか、予測は難しい。

大統領選挙はアメリカの夢、アメリカのお父さ

んを誰にするかという選挙だから、誰が守つてくれるのかという父親像がこれまで以上に大きな意味を持つ選挙だ。ベトナム戦争あるいは太平洋戦争の時の大統領も絶大な支持を得ていたことを考えると、戦時の大統領は非常に強い。今まで説明してきたデータで見るとブッシュは非常に危ういが、九月十一日以降のアメリカ人の心情を考えると、ブッシュがどんなに単純であっても独善的に見えても、信念をもって国民を絶対守るのだ、とにかくアメリカ人が大事なのだ、ということを表現している大統領は頼もしく映っている。

9・11の後空港では、例えば癌^{がん}の化学療法で顔付きが変わったりして、身分証明書の写真と違ふと言われて乗れない人が出るような息詰まる社会に米国はなった。だが、アメリカ人はそれでもいいと言う。それぐらいテロに恐怖を持っている。

なぜアメリカ人が嫌われるのかということもアメリカ人自身が自問しながら、嫌われてでも自分たちで守るしかないという意識が、日本の社会では考えられないぐらい強い。だからイラクで失敗しても、テロの恐怖が解けない限りはブッシュに対する支持はなかなか崩れないだろうと考える。

イラク戦争反対は米国内でも四〇%以上あるが、それでも半分以上が現政権を支持するという事実を、これからの選挙戦の中で見失ってはならないと考えている。

(本稿は四月二十六日、同盟クラブで行われた講演から一部を要約した)

拡大EUでメディアの役割模索

欧州市民意識の形成に焦点

橋本 晃

(北海道大学助教)

欧州連合（EU）が五月一日をもって中東欧十カ国を新規加盟国として迎え入れ、二十五カ国、四億人を超す人口を擁する巨大地域機構となった。域内の大きな経済格差、膨れ上がった機構での迅速かつ効率的な意思決定をどうするかなどの課題が取りざたされるが、統合の深化・拡大に占めるメディアの役割も無視できない問題だ。

欧州の統合過程が、各加盟国がその主権の一部をEUに譲り渡す国民国家の解体か、少なくともその性格の一部なりとも変更していくプロセスにほかならないとすれば、「国民意識」ひいては近代国民国家の形成に大きな役割を果たしてきたマスメディアの報道がナショナルなコンテキストから汎欧洲的なコンテキストにどのように変容し、それが欧州市民意識の形成にどれだけ寄与し得るかもまた、統合過程自体に勝るとも劣らぬ壮大な実験と言わなければならない。

欧州で今、進められる国民国家とメディアにかわる実験の幾つかを紹介する。

現役ジャーナリストの再教育

一九九四年、オランダ・マーストリヒトに設立

されたヨーロッパ・ジャーナリズム・センター（EJC）のさまざまなイニシアチブは、そうした実験の中でも最も活発に行われているものだ。EJCの任務は、①西欧各加盟国の既存メディアの記者、編集者、経営陣らに欧州問題についての理解を深めてもらうための支援②中東欧、旧ソ連圏各国のメディアの記者、編集者、経営陣らにEUと自国の関係をめぐる諸問題と西欧流のジャーナリズム理念、倫理に理解を深めてもらうための支援③コンピューター、デジタル情報通信技術を自在に使いこなす次代のジャーナリスト養成支援――の三本柱から成る。

具体的には、まず①の分野では、採択に向けて最後の詰めが行われる欧州憲法、EUの環境政策、さらにはより基本的なEU諸機関と諸政策といったテーマの短期セミナーが、主に西欧各加盟国の現役ジャーナリストを対象に開かれている。汎欧洲的な文脈での報道が記者の素養、読者のニーズの面からもより困難な加盟各国地方紙記者向けのセミナーも、この分野での重点事項だ。十カ国の新規加盟がEUおよびその市民にどのような影響をもたらすかをテーマにしたセミナーも昨秋

から今春にかけて各国別に、現地訪問も含めたプログラムで開講された。

②の分野でも既に加盟交渉が始まっている国々、いまだ加盟問題がスケジュールに上っていない国々のメディア関係者を対象に各種の短期セミナーが各国への出前の講座も含めて、活発に開催されている。

③の分野では記者のデジタル情報技術向上に特化した短期セミナー開講のほか、欧州メディアの動向に関するメールマガジンを配信し、欧州問題の報道のためのノウハウをまとめたウェブサイトを開くなどの、さまざまなオンライン上の記者支援活動も行っている。

EJCはルモンド、エルパイスといった欧州主要メディアの代表が理事を務める非営利、独立の機関だが、セミナー開催、オンライン上での情報提供などの活動の多くはブリュッセルの欧州委員会の財政支援を受けて行われている。

欧州、とりわけ大陸欧州には、もうすぐ百年の歴史を刻む米国の大学のジャーナリズムスクールのようなジャーナリスト養成教育の伝統と蓄積があまりない。一定の歴史を持って存在、活動してきたのはヴォケーショナルスクール的な実学、技術の伝承に特化したジャーナリスト学校くらいで、一方、社会主義体制下の旧ソ連・東欧圏各国の大学にはモスクワ大学ジャーナリズム学部モデルにした共産主義建設に寄与する任務を付与されたジャーナリズム学部が存在した。

こうしたジャーナリズム・マスコミユニケーシ
ョンの理論、歴史も講じ、ミッドキャリアのジャー
ナリストの再教育をも任務に含めたような包括
的なジャーナリズムスクールの不在を補い、また
は全く異なるイデオロギー下で運営されるジャー
ナリスト養成機関が存在した過去を払しょくする
役割の一部を、この欧州連合条約締結の地に立つ
EJCは担っているとも言える。

実際、EJCは、やはりマーストリヒトに本部
を置く、欧州二十三カ国五十一ジャーナリスト養
成高等教育機関が参加するヨーロッパ・ジャー
ナリズム・トレーニング・アソシエーションとも
密接な協力関係の下にその諸活動を行っている。

ユーロメディア・プログラム

欧州問題とメディアをめぐるイニシアチブは、
中堅記者の再教育だけではない。欧州問題に明る
く、かつ汎欧州的文脈での報道に携わるジャーナ
リスト養成のためのプログラムがここ数年、統合
の盟主、フランス各地の大学で続々と作られてい
る。

プログラムが作られているのは、第二課程や第
三課程DESSにおいてである。第二課程は「修
士課程」といわれるものの、フランスの大学で学
士課程は三年間、修士課程はその後の一年間なの
で、実質的には大学院レベルとは言いがたい。大
院に当たるのは第三課程だが、そのプロフェッ
ショナルコースであるDESSはまさに米国の大学

のプロフェッショナルスクールやそれをモデルに
続々登場しつつある日本の専門職大学院に当たる
ものだ。

フランスのジャーナリスト養成学校という
パリやリールのそれが伝統的に有名だが、大陸欧
州の多分に漏れず、職人的技術や実的な知識を
身に付けさせるヴォケーショナルスクールの色彩
が強い。

一方でマスコミユニケーション現象の研究の方
はフランス新聞研究所を擁するパリ第二大学など
を中心に行われてきた。

その間隙を縫うように、ブルゴーニュ大学では
ずばり「ユーロメディア」と銘打ったDESSプ
ログラムがつくられ、伝統的な記者養成校の一つ
だったストラスブールのサントル・ユニベルシテ
ール・ダンセーニュマン・デュ・ジュルナリスム
(ジャーナリズム教育大学センター)でも、「欧州
の首都」の地の利を生かしてやはりDESSユー
ロメディア・プログラムを創設した。

こうしたユーロメディア・プログラムでは、ジ
ャーナリズム・メディア史、広告、マスメディア
法、マスメディア経営、異文化コミュニケーション
など理論的な講義から、インタビュウ技法、新
聞記事の書き方、テレビ・ラジオのニュース・ド
キュメント番組制作など実践的なワークショップ
まで、幅広いカリキュラムが組まれている。そし
てそのすべての講義・演習・実習で、フランス一
国の視点でなく、全欧州的な視点でさまざまな事

象を見、考えるトレーニングが施される。
同様の傾向は、ユーロメディアと銘打っていな
い多くの大学のジャーナリズム、メディア関連プ
ログラムでも強まってきている。

メディアと欧州問題

欧州とメディアをめぐることは、教育だけでな
く、その現象のさまざまな角度からの研究・調査
も盛んだ。代表格の研究機関がデュッセルドルフ
とパリの独仏両国に足場を置くヨーロッパ・イ
ンステテュート・フォー・ザ・メディア(EI
M)だ。

EIMは「デジタル時代の欧州のメディアとコ
ミュニケーションの発展を分析し、各国政府、政
策立案担当者、各種社会集団に欧州全域でのメ
ディアの自由の改善、未来の『デジタル市民社会』
とはどのようなものか、進歩を遂げるニューメ
ディア経済下での繁栄と社会福祉について提言をす
る」ためのシンクタンクである。

その研究プログラムは、メディア・コミュニケ
ーションに対する政治的・制度的アプローチであ
る「コミュニケーション政策」、伝統的メディア、
社会の急速な変容と双方向メディア・コミュニケ
ーションの問題などを検討する「デジタルワール
ド」、中東欧諸国で起きている政治変動に対する
メディアの問題を扱う「メディアと民主主義」の
三本柱から成る。

具体的には、コミュニケーション政策の研究で

は、教育テレビ放送、国境を越える国際放送、多文化間での架け橋、メディアにおける欧州、デジタルディバイド、インターネット上でのマイノリティ保護などがトピックとなる。

デジタルワールド研究プログラムは、高齢者層とヨーロッパ・インフォメーション・ソサエティー、マルチメディアと社会、プライベートスペースと公圏、サイバー犯罪など。

最後のメディアと民主主義では、中東欧諸国のメディアが政府、財界から独立したプロフェッショナルな規範を確立するための支援を行うのが目的で、欧州委員会から委託を受けて各国の選挙報道のモニターを行っている。

EIMの諸活動もやはり欧州委員会との密接な関係の下に、その補助金も得つつ行われている。

オンラインジャーナリズムと新欧州

EIMがその研究活動の重点を長足の進歩を遂げつつあるデジタルメディアの問題に置いていることから分かるように、コンピュータ、ネットワーク技術を生かしたデジタル、オンラインメディアの情報は既存の国境をやすやすと越える。八九年のいわゆるピロッド革命で国境を越える西側のラジオ、衛星放送の情報が旧東側陣営の社会変動に一定の役割を果たしたことは知られているが、それをはるかに上回るインパクトを持ったメディア革命のただ中に、既にわれわれはいる。こうしたデジタル情報通信技術とジャーナリズム

ムとの結合であるオンラインジャーナリズムの振興を通じて欧州の発展に寄与していこうとする団体がロンドンにある。九九年から毎年、ヨーロッパ・オンラインジャーナリズム賞とデジタルメディアに関する国際会議を運営するジャーナリズム団体「ネットメディア」だ。

同賞は「入念な調査、バランスのとれた公正な報道、情報のソース言及における透明性の高さ、明快なプレゼンテーション」などのジャーナリズムの基本原理がとまれば損なわれがちなネット上の情報活動に、高い規範を根付かせる目的で創設。

「ベストニュースストーリー」「ベストファイチャー」「ベストストーリー」や「科学」「環境」「ファイナンスリポートディング」など計二十部門で優れたネット上の報道活動を顕彰する。

米国でも同様のインターネット上のジャーナリズム活動を対象にしたオンラインジャーナリズム賞がジャーナリズム団体オンラインジャーナリズム・アソシエーションと南カリフォルニア大学の共同運営で二〇〇〇年から存在するが、ネットメディアが運営する賞は名前の通り、欧州にこだわりの、欧州全域でのデジタルジャーナリズムの振興を通じて欧州統合過程の進展に寄与することが企図されている。

メディアと国家の近未来に向けて

近代マスコミュニケーション研究の始祖H・

D・ラスウェルによれば、共同体の成員間の情報流通、合意形成に資することは、共通の脅威に対する見張り、共同体における文化の伝承と並んで、マスメディアの主要な機能の一つである。

過去の歴史において、マスメディアはその機能ゆえに、共同体の内部では国民国家誕生の時期に「国民」概念を生み出し、近代国家の統合過程に一定の役割を果たし、その一方で外部すなわち外国との関係においては、戦争の進軍ラップを吹いて敵対関係を増幅させるのに一役買うようなこともあった。

人類がたどり着いた歴史的現在はいまだナショナルなものが中心となる世界だが、一方で既存の国境の壁、国家の利害を超えた人権、環境などのグローバルイシューがますます重要度を増しつつもある。われわれは今、ナショナルなコンテクストにとらわれつつも、そこから一歩足を踏み出すべく片足を上げたくらいの地点に位置するのだから。

人類の共同体が一国のレベルから既存の国境の壁を越えたところから拡大していこうとしている今、マスメディア、ジャーナリズムはその過程でどのような役割を果たし得るのか。成熟した市民社会を持つ西欧諸国を中核に、近代的な国民概念を超えた共生に向けて未曾有の実験が進められる欧州。かの地で進行しつつあるメディアと国家をめぐる実験は、われわれの近未来に少なからぬ示唆を与えてくれるはずである。



英投資会社、「PCM」を買収

オランダ最大のメディアグループ

これまで国際的なメディアの大型買収劇に見舞われることのなかったオランダで、同国最大のメディアグループ「PCM」が、イギリスの投資会社「アパックス」に買収されることになった。

今日、オランダの新聞産業は、当の「PCM」、オランダ最大の日刊紙『テレグラフ』（八十万部）を中心とするグループ、地域的新聞を中心とする「ヴェーヘナー」の三大グループが、市場の九〇%を占める寡占的な位置を占めている。PCMは日刊紙総発行部数ではテレグラフ・グループに譲るものの、全国紙部門では総発行部数の五五%弱を占め、第一位にある。

支配するメディアは日刊新聞、フリーペーパー、一般・教育書籍の分野にわたり、うち日刊紙の分野では、発行部数第二位で三十二万部の朝刊高級全国紙『フォルクスクラント』、三十万部強で第三位の朝刊全国紙『アルヘメーン・ダハブラット』(約二十六万部の夕刊高級紙『NRCハンデルスブラット』、宗教・哲学・倫理などに力点を置く十二万部弱の高級紙『トラウ』の四紙ほかを擁する。

PCMは二〇〇二年に九百万^円の赤字を出し

た。そのため、〇二年十一月に傘下の「パロール」をベルギーの「ペルスグループ」に売却し、〇三年には大掛かりなリストラを実行した。六百人余りの従業員を解雇し、本社をアムステルダム^のより安い地域に移した。その結果、八百七十万^円の赤字を計上したものの、新聞界全体の広告収入落ち込みの中で、総売り上げは六・九%減少した。こうした状況下で、事業強化のため一層の資金を求めて〇三年末に支配株の売却を公表した。

しかし、この売却ではPCMが編集の独立やスタッフの規模の確保などを条件としており、最高の値段を付けた者が株を買収できるとは限らない仕組みであった。

これに対し、海外から買収希望者が相次いだ。

イギリスの日曜新聞『オブザーバー』は〇四年二月八日の紙面で、イギリスの投資会社キャンドバーがフロントランナーとなっており、同じくイギリスの投資会社プロビデンスも名乗りを上げていると報道した。しかし国外居住者にヨーロッパ四カ国のニュースを提供するインターネット・サービス「エクスパチカ・コム」は三月三十一日付ニュースで、イギリスの投資会社キャンドバーとアパックスが互いに競い合ったまま生き残り、ほかに名乗りを上げていたベルギーのメディアグループ「ペルスグループ」は脱落したと報じた。

だが、翌四月一日にPCMが、イギリスの投資会社アパックスに売却することに決定したと公表して、買収劇は決着した。買収価格は明らかにさ

れなかったが、アパックスはPCMの株の六三%を獲得することになる。残る株は、これまで五七%余りを所有していた「ファンデーション・デモクラシー・アンド・メディア」を中心とした三つの財団が、今後も保持し続けることになる。

PCMのパウマン代表取締役は、買収されても編集の独立性は定款で保障されており、PCM傘下各紙の内容に変化はないという。現在三千人余りの従業員に対する人員整理もないと述べている。

PCM株の取得に敗れたキャンドバーはその一方で、イギリスで競売にかけられている『デーリー・テレグラフ』の買収に、アパックスとチームを組んで名乗りを上げており、今後はこちらの問題に取り組むことになる。

最近、ヨーロッパでは国際的な買収劇が続ぎ、メディア産業の入り組み現象が進んでいる。〇三年三月にはイギリスで「グラスゴー・ヘラルド」中心のメディアグループが、アメリカ最大の新聞チェーン「ガネット」に買収された。〇三年八月にはドイツ第二位のTVグループが、アメリカのイスラエル系メディア富豪ハイム・サバンに買収された。さらに〇四年二月にはイギリスの『デーリー・テレグラフ』グループが競売の対象になり、海外からも申請が集中している。

今回のPCM買収は、オランダもこうした入り組み構造の中に、組み込まれたことを意味するであろうか。

(広瀬 英彦 東洋大学名誉教授)

反捕鯨の暴走にメディアが警鐘 「捕鯨」報道を時系列で見ると(8・完)

梅崎義人
(水産ジャーナリスト)

こんなにあつた条約違反

国際捕鯨取締条約が締結されたのは、戦後間もない一九四六年である。この条約に基づいて国際捕鯨委員会(IWC)が設立された。加盟十五カ国はすべて捕鯨国だった。つまり仲良しクラブみたいなものだ。年次会議は捕獲枠を決める時に、欲のぶつかり合いがあるぐらいで、仲間同士の親睦会といったところだった。

ところが今は様変わりだ。捕鯨派と反対派が非難、中傷、暴言を口にし、脅迫や暴力まで飛び出す始末である。米国をリーダーとする反対派の力が強いので、右のような言動は主にこの派から繰り出されている。米国、英国、豪州、ニュージーランド、ドイツ、オランダの反対派は、IWCの創設メンバー国で捕鯨大国だった。だが、鯨油を必要としなくなった現在では、捕鯨国を地球の悪者扱いにしていじめ抜いている。

反対派はいじめを続ける上で、平気で条約違反を犯している。例を挙げるときりがなが、主要ケースだけを指摘してみる。

(1) 科学委員会の勧告を無視した商業捕鯨モラトリアムの採択(一九八二年)

(2) モラトリアムに対する日本の異議申し立てを国内法で撤回させた米国の外交行為(一九八五年)

(3) 一九八七年以来、数度にわたって採択されている、日本の調査捕鯨に対する停止勧告(調査は加盟国政府の判断で実施可能)

(4) 科学的根拠なしに採択した南氷洋サンクチュアリーの設定決議(一九九四年)

(5) 条約の目的を無視して採択された鯨類保護委員会(CC)の設置決議(二〇〇三年)

——以上は条約に明確に違反する行為である。この中で捕鯨派に決定的な打撃を与えたのは、モラトリアムの採択である。八二年のIWC年次会議では、科学委員会は南氷洋ミンク鯨の捕獲枠を勧告していたにもかかわらず、反対派は数の力で強引にモラトリアムを採択させた。「グリーンピース」などの環境NGOと組んで、中南米の小国をIWCに加盟させ、四分の三以上の多数派工作をした上で強行している。

反対派の中には、サミット(主要国首脳会議)に名を連ねる国が四カ国もある(イタリアは九〇年に加盟)。自由、平和、民主主義、人権を標榜

する世界の一流国集団が、なぜ国際条約を踏みこむ行為を重ねるのか。それはIWC会議を取材してみるとすぐ分かる。

IWCは国際NGOの会議への出席を認めている。一九七〇年代後半からその数は七十を超えるようになった。「グリーンピース」「地球の友」などの代表はNGO席に陣取って各国政府代表の動きに目を光らせる。彼らが申し入れたことを積極的に推進しているかを監視しているのだ。「グリーンピース」は毎年、IWC会議前に反捕鯨国政府に申し入れ書を渡す。関係者が非協力的な態度を見せると、その国の有力な国会議員に接触して更迭を画策するので、言うことを聞かざるを得ない。そしてIWC会議直前に指令書を政府代表に渡す。各議題ごとに細かい指示が書かれている。仮に指令書に反する言動を取るとどういふ結果になるか分かっているのだ、その通りに動く。

IWC開催中は毎日「ECO」というタブロイド判の新聞が発行される。これは「グリーンピース」を核とする三十以上のNGOが合同で作成している。指令書通りの動きをした政府代表は、この新聞で大きく好意的に取り上げられる。これに反して日本代表などは中傷記事で包み込まれる。こんな背景があるので、反対派は「みんなやれば怖くない」といった条約違反行為を繰り返しているのである。

非常識の極み、保護委の設置
前に述べた条約違反の五つのケースの中で、開

いた口がふさがらないほどあきれてしまったのが、(5)の鯨類保護委員会(CC)の設置決議である。

昨年、ベルリンでの年次会議で決まったもので、クジラの保護強化のための行動計画を策定し、本委員会にこれを勧告するための専門部会を設置されることになった。日本は、(1)捕鯨条約の目的である「鯨類資源の保存並びに持続的利用と捕鯨産業の秩序ある発展」に明らかに反する(2)IWCの役割を変えるような重要な決議は、条約で定められた四分の三以上の多数決で採択すべきで、単純過半数による採決は無効——と強硬に反対した。しかし、結果は賛成二五、反対二〇でC設置が決まった。

過半数の採決なので拘束力はなく、日本はCCに出席しなくてもよい。またCC開催に伴う予算の拠出には応じる必要もない。だが、日本にとってのマイナス面は大きい。条約の目的である「持続的利用と捕鯨産業の秩序ある発展」を一切無視した「鯨類資源の保護」一点張りの行動計画が策定され、本委員会に勧告される可能性は大いにあり得る。捕鯨反対派はそれを多数意見、大義として外部に広報する。

そのキーワードは「倫理」「道徳」だ。この言葉は万人に神聖に響くので「科学」を持ち出しても勝てない。CCの設置は非常識極まりないが、反対派によって巧妙に練られたソフト武器と言っ

読売、産経、共同は「座視するな」

CCの設置を決めた二〇〇三年のIWCに関しては、内外のメディアが広く大きく扱っている。日本では反対派の非常識さを難論する社説やコラムが例年より多く見られた。

「クジラの保護を強化する決議が採択された。日本では多くの水産会社が捕鯨事業から撤退し、一時期のような大がかりな捕鯨が復活する状況にはない。科学的知見も状況の変化も顧みず、捕鯨、すなわち乱獲」とみなす主張にはなじめない」
『読売』編集手帳〇三年六月十九日。

「クジラの適切な利用を目的に設立されたIWCが、機能不全に陥っている。日本はIWCとの関係を再考すべき時を迎えたようだ。日本はIWC加盟国の年間拠出金総額の八・六%、約千八百万円を分担する最大の貢献国だ。国内には、分担金の削減や支払い停止など実力行使に踏み切るべきだとの声も高まっている。ノルウェーなどほかの捕鯨国や捕鯨支持国とも連携し、こうした強い措置を取ってでも、まず、IWCの『保護団体化』を食い止めなければならない」
『読売』社説〇三年六月二十日。

「IWCは、クジラの保護と海洋環境を議論する場になったと言える。そんな場で、商業捕鯨再開を目指す主張を展開しても、かみ合うはずがない。だとすれば、これ以上、IWCで不毛な議論を続けても意味がない。むしろ、捕鯨問題を今後どうするのか、日本国内での議論を煮詰めるべき

だろう」
『読売』解説面〇三年六月二十日。

「無理が通れば道理ひっこむ——IWCの議論はそんな世界のここのように見える。毎度のことだが、今回も後味の悪い幕切れだ。南極海にはミンク鯨七十六万頭が生息している。適切に管理すれば捕鯨しても鯨類保存に支障はない。IWC科学委員会の調査に基づいた捕鯨国側の主張に、もっと耳を傾けてもらいたい」
『読売』よみうり寸評〇三年六月二十日。

以上のように『読売』が朝夕刊で四回も取り上げ、捕鯨反対派の理不尽な振る舞いに異議を唱えた上で、日本も何らかの対抗措置を講じるよう提言している。

『産経』は、日本の取るべき行動を具体的にこう示唆している。

「一頭でも殺してはならないと叫ぶ理不尽な勢力に支配されるIWCは、もはや機能不全に陥った。となれば捕鯨と資源保護のあり方を冷静に討議できる別の機関に託するしかない。世界の農業・食糧事情を協議し飢餓対策に取り組む国連食糧農業機関FAOにその役割を期待したい。クジラは世界の食糧問題のテーマとして論ずべき存在であって、決して『環境のシンボル』ではない。それが常識であろう」
『産経』一筆多論〇三年七月二十一日。

『共同通信』は地方紙に配信した論説で、新たな国際機関の創設に触れている。
「日本は脱退も視野にあらゆる選択肢を探るべ

きた。その際、他の捕鯨推進国同士で新たな国際機関の創設を検討することも考えていい。水と油の果てしない論争から、そろそろ決別すべきだ」『共同』論説〇三年六月二十一日配信。

右の論調に対して『日経』はIWCの内部改革を主張する。

「日本は怒りに任せて、分担金の拒否や脱退をほめかしても効果は薄い。ここは胸を張って正論を主張しつつ、地道に味方を増やすしかない。クジラを捕るのは罪だとする宗教に近い思い込みの環境運動は、早晚衰退する。人類は海洋生態系の一員として、合理的な共存の道を選ばざるを得ない」『日経』ニュースなるほど〇三年六月二十四日。

「この問題は海産資源の持続的利用にかかわる。そして、自然と人間のつき合い方の根本にかかわる文化と哲学の問題でもある。脱退や分担金の支払い留保などの強硬論も頭をもたげてきた。一部の非寛容なクジラ信仰が科学を裁く。中世のごとき図式は避けたいが、ここは内部に踏みとどまってい、IWCの漂流を防ぐべきだろう」『日経』社説〇三年六月三十日。

米英メディアが捕鯨を擁護

従来、反捕鯨国の多くのメディアは環境NGO寄りの姿勢を貫いていたが、二〇〇三年のIWC会議以降に出た論調の中には公平というより、むしろ捕鯨を擁護する内容のものも見られた。

「絶滅の恐れありと指定されているホッキョク

鯨を殺す土着米国人の権利を、米政府が主張するのなら、同じ伝統文化の一部として捕鯨をしているノルウェー、アイスランド、日本が資源の豊富な鯨種を捕獲することに、どうして声高に反対できるのだろうか。これらの国が捕っているミンク鯨は数十万頭、いや恐らく百万頭生息しており、危険な状態にはない。種を保護するという意味では、ミンク鯨の捕獲禁止は正当な理由にならない。クジラを守りながら捕ることは、共に可能なのである。そこで、ひとつの解決方法は、公海での大型商業捕鯨へのモラトリアムを維持しながら、伝統的に捕鯨してきたノルウェー、日本にその二百％以内で持続可能な数のクジラの捕獲を許すことである」『ニューヨーク・タイムズ』社説〇三年九月十七日。

「捕鯨反対派は調査捕鯨を商業的な利益を得るための隠れみのと言っており、大型商業捕鯨の再開が差し迫っているとのグリーンピースの主張を強調している。しかし、日本とアイスランドの調査捕鯨は現実的な意味で商業的とは言えない。両国政府はともに「捕殺したクジラの肉を販売すること、その調査コストの一部を回収している。これは科学的目的のために捕ったクジラの肉は、消費することを定めている捕鯨条約の規定に従っているのだと言っている。大型商業捕鯨が再開されるとの反対派の主張は、ひどく的外れである。」『エコノミスト』誌 〇三年十二月三十日号。

「エコノミスト」誌は、血生臭い捕鯨戦争を終

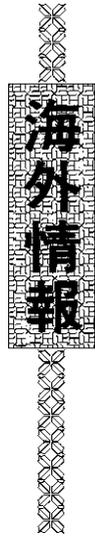
結させる手段として、反対派が「倫理」を引っ込めることと、日本が政治家を利用しないことの二点を指摘している。とすれば「科学」での解決が選択肢として残るが、反対派は決してこの土俵に乗ってこない。

日本が現状にとどまっている限り、捕鯨問題解決の見通しがいいことは確かである。硬軟とり交ぜた戦略を練って着実に展開、現状打開を図るべきだ。

第一に着手すべきことは、無法機関となっているIWCの実態を世界の良識の目に晒すことである。そのもっとも効果的な方法として、国際司法裁判所（ICJ）を利用する道がある。CCの設置を提案した二十カ国を、捕鯨条約違反としてICJに提訴する。仮に日本が勝てばIWCは正常化に向かわざるを得なくなる。手の付けられない無法国を自覚めさせるには、ICJの力を借りる方法以外はない。

第二には、IWCを二つの機関に分割する方向に持っていくこと。鯨類の利用を否定する派は「世界鯨類保護委員会」を作って、ホエル・ウオッチングを指導する。利用派は「世界鯨類管理委員会」を創設して、調査捕鯨を推進する。

第三は、日本が従来の商業捕鯨の永久放棄宣言をすること。当分の間、南氷洋と北太平洋のミンク鯨だけを対象に、年間二千頭以内を捕獲することを宣言すれば、世界の世論は日本に傾くことは間違いない。



進まない中国機関紙の再編・整理

地方組織が「市場経済」に抵抗

中国では、農民や組織末端に購読を押し付けてきた党・政府機関紙などの再編・整理が、昨年七月以来行われている。当局は昨年末までに六百七十七誌紙が停刊し、三百十誌紙が組織上「党・政府」から分離して、農民らの直接負担も十八億元（約二百四十五億円）減ったと発表した。しかし、既得権益を守りたい地方組織の抵抗は大きく、今年四月には、党中央宣伝部・新聞出版総署が連名で、再編・整理の趣旨を徹底するよう求める通達を出した。新聞界全体を「市場経済」の中に位置付けていく道のりは遠い。

昨年七月、共産党中央弁公庁と國務院弁公庁は、「党政部門の新聞・刊行物の散乱および職権による発行を改め、基層および農民の負担を軽減することに關する通知」（いわゆる「十九号文件」と、新聞出版総署による、同通知に基づく「実施細則」を発令した（本会報昨年十二月号既報）。

新聞等の整理・再編を推進する「中央報刊治理工作協調領導小組」によれば、整理・再編の対象となったのは、全国三十一省・自治区・直轄市で発行されてきた千四百五十二誌紙。うち、六百七

十七誌紙が停刊となり、三百二十五誌紙が報業集團などへ吸収され、三百十誌紙が党・政府機関から組織上分離された。また、九十四誌紙は無料の媒体に改められた（三月十四日付『新華網』）。

購読を強制される新聞などがなくなった分、農民らの購読負担が軽くなったことは事実だ。

しかし、地方によっては、既得権益を持つ幹部たちによって、通達・細則が骨抜きにされるケースも出てきた。例えば、細則には「党および行政機関と、新聞等発行単位の人事、財務、運営上の完全分離」という規定がある。

党・政府組織の幹部が、新聞社の社長や総編集を兼任することを禁じているのだが、これをさまざまな理由を付けて実行しない。あるいは、行政機関と新聞発行単位の組織分離を、見掛け上だけのものとして、人員には手を付けない。いわば、見せ掛けだけの「組織分離」である。

業を煮やした党中央宣伝部・新聞出版総署は四月、再編・整理の趣旨を徹底するよう求める通達を改めて出した。

一通達の中身は、昨年七月の実施細則とほぼ同じだが、こうした「見せ掛け」「まやかし」がないかどうかを直ちに検査し、違反事例が見付かった場合は、一律停刊の措置をとるよう関係部門に求めている。

機関紙などを発行する地方の党・政府組織が「抵抗」するには理由がある。

党や行政部門によって作られた新聞は、上級が

購読を指示すれば、下級は従わざるを得ない。いわば権力による押し紙である。また、企業設立の許認可権を持つ党・行政からすれば、企業に広告出稿を強要することもいとやすい。手軽な増収策だ。しかも、権力者にしてみれば、こうして徴収した販売収入や広告収入の一部を、個人の財布に入れるぐらい、造作ないことである。

もう一つ。整理の対象となる新聞の従業員は、多くの場合、「国家公務員」だ。農民と組織末端からの強制的な費用徴収で、実質的に養ってきたこれら人員（中国新聞研究中心・陳力丹教授によれば、総数約三万人）が職を失うとなれば、今度は地方の各級政府が彼らのポストと給与の面倒を直接みなくてはならなくなる。

こうした「抵抗」が明らかに増えてきた以上、「十八億元の負担軽減」という数字も、単純には評価できなくなってくる。

一例を挙げる。昨年十二月五日付の光明日報で、湖北省のある村の幹部が、「この村の新聞購読費は四千七百元だったのが、通達のおかげで三千元も減った」と喜んでる。しかし、裏を返せば、このコメントは、まだ千七百元も払っていると言っているのと同じだ。その額は、村単位の新新聞購読費上限〓八百元の二倍以上である。

そんなわけで、中国の新聞全体が「市場経済」の下、特殊な商品として、自立的に発展、成熟していくには、まだ時間がかかりそうだ。

（木原 正博〓日本新聞協会総務部）

協力体制の構築を進める どう防ぐソフトの著作権侵害(下)

久保田 裕

(コンピュータソフトウェア著作権協会専務理事)

コンピュータソフトウェア著作権協会(ACCS)では設立以来、「コンピュータソフトウェア」の著作権侵害の防止を目的に、捜査機関への協力を中心とした権利保護活動を行ってきた。

現在、日本ではいわゆる「知的財産立国」を宣言して以来、「ものづくり」に加えて、技術、デザイン、ブランドや音楽・映画等のコンテンツといった価値ある「情報づくり」、すなわち無形資産の創造によって経済・社会の活性化を図る努力が、関係者や産業界で進められている。

広がる保護の対象

会員の多くが「著作権ビジネス」に関連しているACCSSとしては、著作権ビジネスの振興を積極的に推し進めていく一翼を担い、豊かな社会の実現に寄与していく方針だ。そのためACCSSでは、ソフトウェアのみならず、映像、電子出版物、キャラクター等のデジタルコンテンツに対する著作権侵害行為を、著作権ビジネスの展開を妨げる最大要因と位置付け、その阻害行為である海賊版販売や違法アップロード、ファイル交換ソフトの問題などをさらに徹底的に研究し、排除していくことを明確にしている。

具体的には、会員の著作権ビジネスが、従前のコンピュータプログラムのパッケージ販売から急速に多様化しているため、ソフトウェアというカテゴリーに限定されることなく、会員が提供する多様なコンテンツ(「着メロ」や「着うた」、待ち受け画面などの携帯電話用のコンテンツや映像コンテンツなど)も視野に入れた権利保護を進めることでビジネスをサポートしていく。

また、単なる海賊版の「販売」抑止を目的とするだけでなく、コンテンツの利用、活用を推進する見地から、「ネット配信」や「複合カフェ」など、多様なコンテンツ提供形態を研究し、その特質に応じた権利保護活動を展開して、適正なコンテンツ利用の推進に努力していきたいと考えている。

このような方針から、ACCSSでは今年度から事務局内に「コンテンツ適正流通促進機構」を設置し、具体的な作業に着手している。また、従来より取り組んでいる各活動も、単なる侵害対策ではなく、コンテンツの適正な流通の支援という視点から展開していく。この中から、最近の取り組みを幾つか紹介したい。

海賊版対策でヤフリーと協力体制

インターネットを通じた海賊版ソフトの販売は、その方法・形態を変えながら、現在も絶えることなく続いている。これまではいわゆる「アングラサイト」を通じて、ごく少数の、特定の人々の間でやり取りされていたこれらの海賊版ソフトだが、ここ数年は、大手インターネットオークションサイトに堂々と出品され、流通するようになっており、売り手、買い手ともに、一般の人々が「平然」と著作権侵害を行ってきたことが、大きな問題としてクローズアップされてきた。

これまで海賊版の出品者に対して、直接出品の停止を呼び掛けるメッセージを送付したり、悪質な事例の場合には、海賊版の出品者に対する会員企業からの刑事告訴や捜査機関への協力などを通じて刑事摘発が円滑に進むように支援することなどを中心に、海賊版対策を実施してきた。しかし、このような対策を講じても効果は一定範囲にとどまり、海賊版の出品は一向に減少する傾向が見られなかったのが事実である。

このためACCSSでは今年一月、業界最大手の「ヤフリーオークション」と、海賊版の出品を防止するために協力体制を新たに構築することに合意し、三月からその運用を開始した。具体的には、①ACCSSとヤフリーが共同してソフトウェアの海賊版出品を迅速に停止する仕組みを創設する②著作権保護を呼び掛ける普及活動を共同で実施するなどの、一歩踏み込んだ内容の海賊版対策に

ついで、双方が合意した。

①の海賊版出品を迅速に停止する仕組みは、A C C Sが海賊版であると判断したオークションへの出品について、ヤフー側がごく短時間でその出品を停止するものである。A C C S側が海賊版と判断する基準については、両者であらかじめ協議を行い、双方の認識が一致したものに限定することによって、迅速な対応を実現している。

この合意の背景には、オークションへの海賊版の出品について、あからさまに「コピー品です」と表記するような例が少なく、別の言葉を「隠語」的に使うことで、入札を考えているユーザーに対してそれが無許諾複製されたソフトウェアであることを理解させる例が増加しているという状況がある。このためA C C Sでは、このような表記を使った出品が海賊版販売であるかどうかを確認するサンプル調査を実施し、その結果、合計百六十五の調査対象すべてが海賊版であったため、「隠語」を使った出品を海賊版とする判断基準を新たに設けたものである。

この判断基準に基づいた作業を始めた三月には、出品停止要請を集中的に実施したこともあって、これまでは常時千件以上が確認されていた海賊版の出品が、約十日間で皆無になるという劇的な効果が表れた。この判断基準については、今後にも継続的に追加などを行い、出品の形態の変化などに合わせたものに更新していく。

A C C S会員が著作権を有するソフトウェアに

ついでのインターネットオークションを通じた海賊版流通に関しては、販売行為者が刑事摘発された例が昨年度だけでも十件を超えている。ただしこれは「氷山の一角」にすぎない。これらの刑事摘発に警鐘効果があることはもちろん理解しているところだが、今回のヤフーとの共同の取り組みは、海賊版を供給する側の機会を実質的に失わせることを狙ったものであり、ソフトウェアをはじめとしたコンテンツの流通の適正化に資する大きな効果があるものと自負している。

知的財産保護で動きだした中国

今年一月、A C C Sでは中国の北京市と上海市を訪問、国家版權局、北京市版權局、上海市版權局の担当者とそれぞれ会談、著作権法などの運用状況の確認と、侵害対策におけるA C C Sと版權局との間での協力体制などについて打診した。

中国は魅力ある市場、そして人材供給地として、日本のソフトウェアメーカーなどのビジネス進出が急速に展開することが見込まれる一方、日本のコンテンツへの著作権侵害がビジネス展開の阻害要因となっており、早急な対策が望まれている。このため、A C C Sは昨年十月、中国・上海市に「A C C S上海事務所」を開設した。

さて、国家版權局は著作権を所管する中央の行政機関であり、著作権に関する施策の実施などを担う、日本の文化庁著作権課と同じ立場にある政府機関である。各省や直轄市レベルにも地方版權局が置かれ、各版權局は中国独特のシステムとし

て著作権侵害に関する「行政処罰」を担当する機能を持ち合わせている。

中国では日本と同様、著作権侵害行為に対しては「民事」と「刑事」の法的措置を取ることができ。実際、侵害が行われた場合には民事的な手続きにのっとって侵害行為の差し止めや損害賠償などを請求するケースが多いようだが、社会に一定の悪影響を与えるような場合には、版權局が被害者からの訴えを受理するだけでなく、職権として独自に侵害行為に対する調査を実施し、罰則を科すことができる。中国では、民事・刑事のほか、この行政機関が行う処罰をシステムとして用意していることを、他国にない充実した知的財産保護制度であるとしてアピールしているところだ。

法律執行面での問題

ただし、版權局の組織規模などから、侵害行為に対する対応力が弱いという実態や処罰について抑止効果が不十分であるとの判断もあって、侵害を受ける側の日本のコンテンツメーカーは、行政処罰よりも刑事罰の適用を期待しているのが実情だ。しかし、ここでさらに問題となるのが、中国の制度では、刑事罰を下すための「犯罪を構成する場合」の要件の基準が高いことで、この点については国際的な協定違反との声も上がっている。

このように、法律の執行面については問題が指摘されているところだが、中国では世界貿易機関(W T O) 加盟以降、行政処罰弁法や海賊版撲滅

実施法案など、著作権局の実務に関する法制などが急速に整備されている。

ACCSとの会談での著作権局の説明によると、海賊版撲滅実施法案は、国家著作権局のほか、信息产业部(情報産業部)、公安部、国家工商総局の四部局合同で実施するもので、二〇〇三年には、各地の著作権局などに指示して教科書、映画・音楽、コンピュータソフトウェアについてそれぞれ集中的な取り締まりを実施、そのうち北京市著作権局では、延べ一万五千人を投入して二十二カ所のコンピュータ市場を調査し、海賊版六十万枚を押収している。この数は、過去五年の回収量の合計を上回ることだ。また上海市著作権局でも、CD工場に検査員を派遣するなど、海賊版製造の予防策を採用しているとのことだ。

二〇〇四年五月に中国へ派遣された「知的財産保護官民合同訪中代表团」(ACCSも参加)は、これらの取り締まりの実情について、国家著作権局からさらに具体的な説明を受けている。また、この訪中代表团派遣と相前後して、中国はアメリカ、欧州連合(EU)それぞれに対して、刑事罰の対象となる侵害の基準緩和などの新たな方策を提示し、一層の知的財産権保護を推進していく方針を明らかにした。

根本的な対策を模索

市場に流通しているコンテンツの九割以上は海賊版が占めると言われる中国で、海賊版販売店や製造業者に対する実態調査から始まり民事訴訟や

行政処罰、そして刑事告訴などの法的手続きを、どこかの場面で必ず実施しなければならないだろう。しかし、このような侵害対策がACCSの活動のすべてではなく、また、最終目的でもない。法的措置を通じて、眼前にある著作権侵害を是正することは当然必要なのだが、それはいわば「対症療法」にとどまる。より根本的な「治療」は、教育を通じて著作権を中国の国民に普及させ、中国から生まれた著作物も自らの手で保護する環境を作り出すことだ。

ACCSではそのための助力を行うべく活動を展開していくが、著作権などの無体財産への理解の進み方は、経済・社会の発展の度合いに強く影響されるのも事実だ。このため中国での著作権普及のためには、現地マスコミなどを通じた広報活動や、教育活動を優先的に展開していくことになる。これらは非常に地道な活動となるが、どのような国でも、広報啓発・教育活動は著作権普及のために最も重要なものであると考えている。

また、中国では、最高人民法院がコンピュータソフトウェアの無許諾コピーなどを商業利用する場合(例えば企業内コピーや不正インストール販売するような場合)には、民事的な責任を負うという司法解釈を明らかにして以来、エンドユーザーによる違法コピー対策に着手しているという。昨年末の全国規模の取り締まりでは、パソコンなどのハードウェアに無許諾でソフトをインストールして販売していた店舗などが摘発の対象に

なっている。また各著作権局は、取り締まりの対象に、エンドユーザーの違法コピーが含まれることをACCSに対して明言している。

ACCSが中国での活動を展開するに当たっては、当然日本のコンテンツの著作権保護を中国政府や国民に訴えていくが、その前提として「足元を固める」作業が必要だろう。具体的には、中国に進出している日系企業を対象として、自社内の著作権問題の解決を求めることが最初のステップであると考えている。万が一、日系企業の違法コピーが中国の著作権局に摘発されるような事態が起きては、日本からの要請は水泡に帰すだろう。このためACCSでは、まず最優先課題として、日系企業に対する注意喚起に取り組んでいく。

中国の各著作権局では教育・普及活動にも力を入れており、各地で著作権教育活動やセミナーの開催、正規品購入などを呼び掛けるキャンペーンなどを展開していることだ。ACCSでは啓発活動についての連携も模索していきたいと考えている。これらの活動を通じて日本のコンテンツ産業が中国に安心して進出できる礎を築き、コンテンツビジネスの発展を図りたい考えである。

中国では、固定電話の普及を待たずに携帯電話が爆発的に広まるといった「ワーブ現象」が起きている。中国がソフトウェア産業を自国の中心的な産業の一つに位置付けつつある現在、知的財産保護の分野でも、一挙に先進国のレベルに追いつくこともあながち幻想ではないかもしれない。



米新聞広告、2年ぶりに増加

購読部数の減少傾向は続く

二〇〇三年の米国新聞広告費は四百四十九億三千九百万ドル(前年比一・九%増)と推定され、二年ぶりに増加した。購読契約の減少食い止めに躍りとなった新聞業界にとって明るいニュースだが、依然として購読部数の減少傾向には歯止めが掛からず、楽観できない状況が続いている。

米新聞協会のデータ (<http://www.naa.org/>)

によると、新聞への広告費投下は一九七七年に百億ドル、八三年に二百億ドル、八八年に三百億ドルライオンを突破し、順調な伸びを見せてきた。それ以降、米経済の低迷から足踏みの時期はあったが、九七年には四百億ドルの大打に突入し、再び急速な伸びを見せ始めた。ネットブームの絶頂にあった二〇〇〇年時点(四百八十六億七千万ドル)でのトレンドを見る限り、二十一世紀の幕開けとともに五百億ドル台達成の期待が高まったが、バブル崩壊による経済低迷で逆に大幅減となり、ここ数年は九八年あたりの水準(四百四十億ドル程度)をさまよう展開が続いた。昨年はやつと薄日が差し始め、四百五十億ドル手前まで回復している。

一方、広告費の増加トレンドとは別に、新聞購読部数は確実に減少してきている。平日(月一

金)の朝夕刊購読の合計数推移を見ると、八五年の六千二百七十六万部がピークで、これ以降減少に転じた。〇二年見込みは五千五百十八万で、夕刊紙発行部数の大幅減少が影響している。

朝刊購読部数は〇一年に四千六百八十万部となり、八五年からみると百万部増加しているが、夕刊は八五年の二千六百万部から八百萬部台にまで落ち込んでいる。これはテレビの「イブニング・ニュース」が多く、夕刊読者を奪ったことも原因とされ、この影響を受けて廃刊を決めたり、朝刊の発行に集中するなどの戦略転換をする社が出始めた。まさにメディア環境の変化が、新聞業界に変容を迫ったのである。

米新聞雑誌部数査査機構(ABC協会)が〇三年十月から〇四年三月までの六カ月間を調査したところ、大手新聞上位三十八紙のうち半数が売上部数を減らすという結果が出た。新聞協会のスターム会長は、上位十二社では総じて平日の売り上げが三・二%の伸びを見せていることを指摘し、明るい部分を強調しようとしているが、これは『ウォール・ストリート・ジャーナル』『WSJ』(二五・四%アップ)と『ニューヨーク・ポスト』『NYP』(九・三%アップ)の突出した伸びが影響して、参考にならない(『エディター&パブリッシャー』『E&P・オンライン』五月三日)。

購読者数の上位を占める八大紙の増減は売り上げ順に、『USAトゥデー』(四万九千部増)、『WSJ』(二十八万部増)、『ニューヨーク・タイムズ』(三千部増)、『ロサンゼルス・タイムズ』(四千八百八十部増)、『ワシントン・ポスト』(二万三千八百部減)、『デイリー・ニュース(ニューヨーク)』(一万部増)、『ニューヨーク・ポスト』(五万七千九百部増)、『シカゴ・トリビューン』(六千五百五十部減)である。

今回調査の特徴的傾向を示すと、第一に『WSJ』の大躍進を挙げることができる。ABC規定により『WSJ』はオンラインでの有料購読者数を組み入れることができるようになったため、大幅な増加を見た。現在の購読者総数は二百十萬部で、一五・四%の増加である。前回調査でも五万六千部を超える増加があり、通年では二十八萬部の驚異的な増加を見た。

同様に高い伸びを示したタブロイド紙の『NYP』は販売価格を二十五セントにする「クォーター戦略」が功を奏し、競合する『デイリー・ニュース』の五十セントと比較した割安感が読者にインパクトを与えた。他の上位紙は一%未満増である。深刻なのは『ワシントン・ポスト』で、二万四千部近く減らして七十七万二千部に後退している。

広告費の増加傾向で薄日が差す中、購読者獲得にはマイナスの要因が出てきた。五月からの印刷費値上げによる販売価格引き上げの可能性である。そうなる購読者数の増加はますます難しい課題となる。その中で『WSJ』のネット購読契約増加の成功例は各社とも採用したい戦略である。

(金山 勉 上智大学助教授)

英型公共放送は生き延びれるか

ユネスコ主催シンポで議論沸騰

小林 恭子

(在英ジャーナリスト)

公共放送を柱とする英国の放送業界は、英国放送協会(BBC)に代表されるように、報道の公平性、多様性、時の政府からの独立性を自負し、国内外から高い評価を得てきた。

しかし、この「英国型モデル」の先行きに、最近になって疑問が呈されるようになった。

二つの背景理由

一つには、一月末、英政府の情報操作疑惑報道の真偽を精査したハットン独立司法委員会が報告書を発表し、疑惑報道を行ったBBCの編集・経営体制などを厳しく批判した件が尾を引いている点がある。BBCのトップ二人が引責辞任し、最大規模のメディアであるBBCが政府に屈服した格好となったため、報道の自由が脅かされているとする懸念が表明されるようになった。

もう一つには、デジタル放送の普及が進み、地上波公共放送が占める位置の相対的低下が挙げられる。二〇〇三年末時点で、全視聴者の約半分がデジタル放送にアクセスできる環境となつている。英政府は二〇一〇年までに全放送のデジタル化を予定しており、マルチチャンネル化に拍車がかかるため、さらなる低下は避けられない。

果たして、英国型モデルは有効に機能しているのだろうか。視聴者の選択肢が拡大するにつれて公共放送の役割も変わるべきなのだろうか。

こうした疑問がメディア関係者の間で渦巻く中、五月三日の「世界報道の自由の日」を記念して各国で開催されたイベントの一環として、ユネスコ(国連教育科学文化機関)主催のシンポジウムが翌四日ロンドンで開催された。

選ばれたテーマは「放送業とメディアの自由—英国型モデルは壊れたのか?」であり、公共放送の将来に対する関心が高まる中、興味深い議論が交わされることになった。シンポジウムに参加した製作者、政治家、視聴者の代表の間では、「英国型モデルは健在」とする意見が圧倒的だったものの、将来的には、既存の形のままで公共放送は存続できないという見解も表明された。

公共放送の「公平性」

チャンネル4の時事番組編集者のドロシー・バインさんは、ハットン報告以降、報道の自由が危機にさらされるとする新聞記事が目立ったが、政府規制が強くなったとは思わず、自己規制も一切ないとした。

タリバン支配下のアフガニスタンで女性の処刑の様子を「ベールの下で」というドキュメンタリーにして作ったことを例に挙げ、「タリバン政権下でも思い切った番組が作れるのだから、ブレア政権下で作れないはずがない」と述べた。

BBCのニュース部門の責任者であるマーク・グマザー氏も、トップの辞任にもかかわらず、BBCのジャーナリズムに変化はなく、自己規制の兆しも見られないとしている。

BBCをはじめ、ITV、チャンネル4、チャンネル5などの公共放送には、報道の公平性の維持、広範囲の視聴者に向けて多彩な番組内容を提供すること、視聴者を教育し、娯楽や情報を与えること、英国文化を奨励することが法律で義務付けられている。新聞業界には同様の義務はない。

グマザー氏は、放送業界も、新聞のように主義主張を明確にするようになれば「世界は幸せになるだろう」という考えには反対の姿勢を示した。あくまでも、公平性、時の政府からの独立を主眼においた報道をBBCは貫くと述べた。

メディア王ルパート・マードック氏が所有する衛星放送スカイ・テレビのアダム・ボルトン政治部長は、衛星放送は公共放送の範疇(はんちゆう)に入っていないが、すべての放送局には公共性があると解釈しており、報道の公平性、中立性は自分の番組でも実現されていると断言した。

公共放送の「敵」

全国ジャーナリスト組合の代表ジェレミー・デ

イア氏は、公共放送のモデルは健全に機能しているが、つぶれるのを待ち構えている存在も多いと指摘した。

ハットン報告書以降、BBCの受信料の引き下げや廃止あるいは規模縮小を提唱する声が多く聞かれた。こうした批判には、政治的および商業的理由が背景にある、と氏は見ている。

「有料のオンラインサービスや会費制テレビの会員を増やすにはどうするか？ 無料で提供されるBBCのデジタルやオンラインサービスを批判し、資金源の受信料廃止を提唱し、質を低下せればいい」

公共放送に市場原理をもたらす、規制緩和をして選択の幅を増やすという提言は「ばかげている」と一蹴した。これは先に野党保守党の依頼によって元チャンネル5のトップらが中心になって提出した、BBCの受信料制度廃止を含む公共放送への提言を指していた。

「英国では、長い間、メディアは他の物品とは違い、社会的、文化的価値があるので特別という概念が、公共放送の考え方の根底にあった。市場原理では、公共放送が提供する多様性を継続できない」

世界中で、すべてを民営化する方向への圧力が働いていると指摘し、「だからこそ、英国の公共放送の存在が重要になってくる。受信料という資金調達方法があるからこそ、時の政府からの独立性が保たれている点も忘れないようにしたい」と述べた。

視聴者は「消費者」か「市民」か

通信業界の新規制団体オフコム (Office of Communications) が四月末に発表した公共放送の将来に関する報告書には、公共放送の受け手として、「消費者」という表記が出てくる。この表に危惧を抱く放送関係者は多い。

理由は、消費者のニーズと市民のニーズが必ずしも一致しないからである。もし公共放送の視聴者を消費者としてのみとらえれば、消費者に人気のない番組は、教育的価値、社会の多様性を反映するために意義があると思われる場合でも製作されないことになる。こうした動きは公共サービスのために反することになる。

視聴者からの圧倒的支持に支えられてきた英公共放送だが、ここ数年はデジタル化が進み、会費を払って視聴する番組にチャンネルを合わせる視聴者が増えている。

オフコムの調査によれば、一九九八年には全視聴者の中の八七％が地上波公共放送を視聴していたが、二〇〇三年には七六％に減少。有料のデジタル放送にアクセスできる家庭では、公共放送の視聴率は六三％から五七％に落ちた。十六歳から三十四歳までの視聴者に限ると、八四％から六九％に減少。特に時事解説番組などの真面目で良質な番組の視聴率は、この期間半減した。

揺さぶられる受信料体制

オフコムは報告書の中で、将来さらに選択の幅

が広がれば、「消費者」として公共放送は必要なくなるだろうという見方を示している。

一方、公共放送には、健全な民主主義社会を形成するための「市民」への情報提供という役割がある。

オフコムの報告書は、この点はこれからも必要とされると続けているが、BBCの受信料体制は将来的に正当化できなくなるだろうとの予測もしている。

市場原理をベースとするオフコムの提言をそのまま受け取るべきではない、と発言したのはジャーナリスト組合のディア氏で、市民団体「視聴者の声」の代表ジョスリン・ヘイさんらもこれに同意した。

しかし、ITNの最高責任者だったスチュワート・パービス氏は、好むと好まざるにかかわらず、時代の変化が公共放送を変えていく点を指摘している。

より広い選択肢を手にした視聴者は、「なぜ地上波の定刻ニュースの番組があるのかと、疑問を持つようになるだろう」「BBCを独占的公共放送として残し、これ以外には必要ないとするのか、あるいは民営放送業者と競争させるのか」――「いずれかを選択しなければならぬ時がそこまできた」と述べた。

完全デジタル化になる二〇一〇年以降、公共放送の姿は、現在とはかなり違ったものになる可能性をもちや否定できなくなったようだ。

メディア談話室

「もつと調査報道を」

藤田博司

なっている。

メディア側に怠慢も

日本中がふやけたような気分であった大型連休のさなか、バグダッド郊外アルグレイブ刑務所での米軍兵士によるイラク人への虐待問題が、新聞やテレビで大きく報じられた。ブッシュ大統領、ラムズフェルド国防長官はそれぞれ謝罪や弁明にお

おわらわだつた。国防長官は引責辞任の可能性を否定しているが（五月十三日現在）、この先、事態がどう展開するか、予断を許さない。

新聞やテレビが伝える虐待の中身のおぞましきは、とても「圧制からの解放」や「民主主義」を体現しているはずの米軍兵士の仕事とは思えない。いまだに大量破壊兵器が見つからず、「大義なき戦争」との批判は今も根強く残っている。ブッシュ政権は、ますます苦境に立たされている。

軍の組織的な関与も

大統領と国防長官は懸命に、虐待が一部の兵士の「例外的な」行為であることを強調している。

しかし、その弁明に無理があることは、既に報道されている事実を見てもはっきりしている。虐待を裏付ける写真やビデオに映った数人の兵士だけ

でなく、彼らの上官や情報機関員、それに米軍と契約のある民間会社の要員も、直接、間接に虐待にかかわっていたことは否めない。軍が組織的に関与していたと見なされても仕方がない。

問題はそれだけにとどまらない。虐待は昨年夏以降、繰り返して行われていた。疑惑が指摘されて今年一月に内部調査が実施されたが、その詳しい内容は今回メディアで報道されるまで明らかにならなかった。これほど深刻な人権侵害が行われていたことを大統領や国防長官はいつの段階で知ったのか、知った上でどのような措置を講じたのか。五月七日の議会公聴会で証言した国防長官は、この点についてあいまいにしまった。米政府は独立の調査委員会を設けて事実関係を調査するという。が、どこまで究明できるか、甚だ心もとない。十一月の大統領選挙の行方にも影響する可能性があるだけに、すんなりと真相が明らかにされないかもしれない。

この四月以降、米国主導の占領統治に対するイラク人の抵抗が強まっている。虐待事件の表面化で反米感情がますます高まり、六月末の政権移譲を控えてイラク情勢は一段と不安定要因が大き

虐待事件を最初に詳しく報道したのは、CBS放送の「シックスティ・ミニッツII」（四月二十八日放映）だった。CBSではそれまで二週間、マイヤーズ統合参謀本部議長の要請で、放映を控えていた。イラクで人質になっている米国人の安全に配慮して、というのがその理由だった。しかし週刊誌「ニューヨーカー」が事件についての報道を準備しているとの情報を受けて放映に踏み切ったという（『ワシントン・ポスト』五月四日）。

『ニューヨーカー』は内部調査に当たったタグバ少将の未公開の調査報告を入手し、これを基に虐待の詳しい内容を報道した。有力紙やCBS以外のテレビは、これらの報道を後追いの形でニュースを伝えた。

しかし米国にとつて不名誉極まりないこの虐待事件を、当局側がひた隠しに隠していたというのはなさそうだ。米中央軍司令部は一月十六日、「虐待の報告があつたので調査を開始した」との簡単な発表をし、AP通信など一部の報道機関はそのことを報じている。二月二十四日にはこれに関連して兵士十七人が任務を解かれたこと、三月二十一日には兵士六人が刑事訴追されたことが軍の発表として新聞に伝えられている。

ただこれらの報道はいずれも当局の発表をあっ

さりなぞつただけのもので、虐待の具体的な内容についてはほとんど触れていない。当局側の「具体的情報を出せば調査の妨げになる」という説明をうのみにしたのか、あるいは今回、明るみに出たような事実があるとは想像もしなかったのか、いずれにせよ、虐待の中身を追及した様子はない。メディア側に怠慢はなかったのだろうか。

『ワシントン・ポスト』はこのニュースの第一報(四月三十日)を二十四面で報じた。同紙には読者から「なぜもっと早く虐待問題を追及しなかったのか、CBSと『ニューヨーク』が報道したあともなぜこのニュースを一面で報じることをためらったのか」という苦情が寄せられているという(『ポスト』五月九日)。

悲惨と不条理伝える映像

9・11攻撃の後、米国のメディアの政府に対する姿勢が弱腰になったと、しばしば指摘されている。「テロとの戦い」を進める政府を批判して「非愛国的」と非難を浴びることをメディアが恐れているからだ。あれから二年半を経ても、あの時米国のメディアを覆った「愛国主義」のほとぼりはまだ冷めていないのかもしれない。

しかしここへきて、世論の風向きに変化の兆しが見え始めたような気がする。変化を後押ししているのは、メディアが伝えるイラク戦争のイメージだ。これまで政府側の意思やメディア側の自主

規制で抑えられてきた戦争の悲惨さや不条理さを伝えるイメージが、最近しばしばメディアに登場するようになってきている。

四月初めには、橋の欄干にぶら下げられた米民間人四人の死体の映像が、米国のテレビや新聞で大きく報じられた。これまで報じられたことなかった多数の戦死者の棺が輸送機で運ばれる写真も、初めて新聞の一面を飾った。ABCテレビでは、大統領の戦争終結宣言一周年を前に特集番組を組んで、七百人を超える戦死者の名前を一人一人読み上げ、写真を紹介した。

さらに追い打ちをかけたのが、正気の行為とは思えない、今回の虐待の映像だ。こうした映像が伝える戦争のイメージは、百万言の言葉より、この戦争が「大義」のない、不条理な戦争であることを米国民に感じさせているのではなからうか。

『ポスト』には、「これ以上屈辱を味わいたくない。写真はもうたくさんだ」といった読者の声が届いているという。

これに対してオンブズマンのマイケル・ゲトラー記者は「戦争のあらゆる側面を伝える必要がある。民主主義社会ではそうすることが愛国的なことだし、必要なことだ」と答えている(『ポスト』五月九日)。

なお現役、ハーシュ記者

ところで、虐待を暴いた『ニューヨーク』の

記事の筆者がシーモア・ハーシュであることを知って、改めて感じ入った。彼は一九六九年、ベトナム・ミライ村で前年に起きた、米軍部隊による村民大量虐殺事件を暴露して世界中を驚かせた。

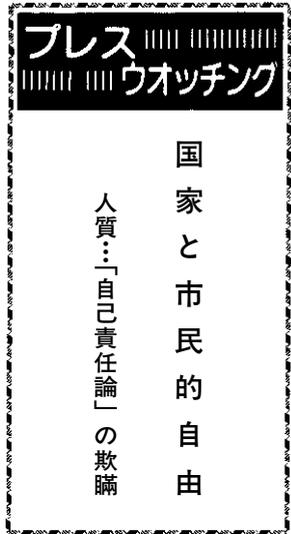
あのミライ事件もまた、ベトナム戦争を戦っていた米政府の「大義」を疑わせ、米国の民主主義の尊厳をいたく傷付けた出来事だった。ハーシュ記者はその後、『ニューヨーク・タイムズ』などを経て、現在は『ニューヨーク』誌の定期寄稿者として活躍している。

既に六十七歳という年齢だが、今回の虐待に関する記事を読むと、調査報道記者としての感性和エネルギーは一向に衰えていないことがうかがえる。その息の長いジャーナリスト活動と変わらぬ権力追及の姿勢に、米国ジャーナリズムの真骨頂を見るような思いがする。

一月の段階で「虐待」の疑いに軍が調査を始めたことを知りながら、その中身を追及しなかった(あるいはできなかった)現在の新聞や放送メディアの記者たちを、ハーシュ記者がどんな風に見ているのか、聞いてみたい気がする。

先のゲトラー記者は虐待問題とは別の文脈で、今のジャーナリズムに優れた調査報道がもっと必要だと書いている(『ポスト』五月二日)。「イラク戦争前に政府が語ったことのほとんどが事実と相違していた」メディアがそれを垂れ流してきたことへの反省に立つてのことだ。

(上智大学教授)



国家と市民的自由
人質：「自己責任論」の欺瞞

「イラクの暫定統治、憲法に基づいた政府の樹立には、なお相当の時間とエネルギーが必要で
す。その重荷を米国と一部の連合参加国だけで
は、いずれ背負い切れなくなるでしょう。その
時、国連という機関の役割が必ずや大きくなっ
てきます。これを見越して、例えば安保理事国であ
りイスラム国でもある、シリアやパキスタンを前
面に押し立てて、イスラム勢力と非イスラム勢力
との衝突ではなく、『国際社会とテロの戦い』と
いう構図をイラク復興の中で確立することに日本
政府が関与できる余地がもつとあるかもしれませ
ん。このような策を講じてこそ、『自分が負傷し
ても任務を解かないでくれ』と叫びながら瓦礫の
下で（八月）亡くなっていった、テメロ国連事務
総長特別代表の遺志を生かせるのではないか」
昨年十一月末凶弾に倒れた奥克彦外務省参事官
（当時）が『外交フォーラム』誌二〇〇三年十一
月号で訴えた遺稿（イラクの戦後復興における国
連の役割）の「結び」の一節は心をえぐる。日本
人初の犠牲者のこの悲痛な叫びは、米一国主義で

混迷を深めているイラク情勢を予見していたと思
えてならない。「外交官の死を無にするな」と、
拙速のイラク特措法制定で派兵された自衛隊は
今、サマワ駐屯地で動きが取れない状況に追い込
まれている。あの悲劇から五カ月、邦人五人の拘
束・人質騒動が日本の世論を大きく揺さぶった。
そこには「この国」に根を張る国家権力と市民的
自由のせめぎ合いがクローズアップされ、政府と
一部マスコミの強権的姿勢を危惧する声が強いの
だ。

権力かさにバッシングの嵐

カタールの衛星テレビ「アルジャジーラ」は四
月八日夜（日本時間）イラク国内で日本人三人が
拘束され、「自衛隊が三日以内に撤退しなければ
殺害する」と伝えた。高遠菜穂子さん（二四）、
郡山総一郎さん（三三）、今井紀明さん（一八）
で、十五日夜解放されるまでの八日間、「重苦し
い空気」が全土を覆った。さらに十四日、安田純
平さん（三〇）、渡辺修孝さん（三六）の拘束事
件（三日後に解放）が続き、混乱に拍車を掛け
た。事件は明らかなために、本稿では「被害者」の
ボランティアやフリージャーナリストに対するバ
ッシングの「異常体質」を考察してみたい。
「自衛隊の一時撤退という選択肢はないのか。
……小泉首相に会って訴えたい」という家族の懇
願に対して、政府と一部マスコミは「自己責任」
論を振りかざして「政府の勧告を無視した勝手な
行動」とばかりにバッシングの嵐――。

「外務省は今年に入ってイラクからの退避勧告

を十三回も出している。ぜひこれに従ってほし
い。日本の主権が及ばない所では保護にも限界が
ある。安全、生命の問題であり、自己責任の原則
を改めて考えてもらいたい」（4・12竹内行夫外
務次官）、「これだけ多くの人たちが救出に努力し
てくれているのにそういうこと（イラクでの活動
を継続したい）を言うんですかね。自覚を持って
いただきたい」（4・16小泉純一郎首相）

「人質の中には自衛隊のイラク派遣に公然と反
対していた人もいるらしい。そんな反政府、反日
的分子のために血税を用いることに強烈な違和
感、不快感を持たざるを得ない」（4・26柏村武
昭自民党参院議員）

高遠さんは解放直後の十六日朝、今後の活動に
つき質問を受けて「続けます」と即答、「今はす
ごく疲れてショックなこともたくさんあるけど、
イラクの人を嫌いなれない」と涙ぐむ映像を見
た。この発言に目くじらを立てた首相の冷酷さ、
柏村発言に至っては言語道断だ。五人とも「状況
判断の甘さ」を反省しているのに、「このばか者。
政府に迷惑かけやがって……」と言わんばかりの
政治権力者の暴言が恐ろしい。この国では、NG
O活動も、言論の自由も、海外渡航の自由も、絵
に描いた餅にすぎないのだろうか。

一部マスコミが、世論のバッシングをあおった
ことも否定できない。事件当初から人質三人の責
任を厳しく追及したのは『読売』で、十日付社説
で「危険を承知でイラク入りしたのは無謀な行動

だ。三人にも、自らこうした事態を招いた責任がある」と非難。竹内外務次官が語った「自己責任論」は、この読売論調に便乗した感が深い。さらに『読売』は十三日付社説で「人質の家族の言動にも、いささか疑問がある。記者会見で、公然と自衛隊の撤退を求めていることだ。……自己責任を欠いた、無謀かつ無責任な行動が、政府や関係機関などに大きな無用の負担をかけている」と厳しい。『産経』、『日経』社説も『読売』と同じような論旨だった。

「日本人は彼らを誇りに思うべきだ」

「誰も危険を冒さなければ、私たちは前進しない。より良い目的のため、自ら危険を冒した日本人たちがいたことを私はうれしく思う。彼らや危険を承知でイラクに派遣された兵士がいることを、日本の人々は誇りに思うべきだ」(4・15パウエル米国務長官TTBS特派員に答えて)

日本国内の「自己責任論」大合唱に、外国特派員は違和感を持ったようで、「不可解な日本」を指摘する記事が目立った。「バリ共同電」は、「二十日付ルモンド紙が日本国内に『自己責任論』が台頭していることを東京発で紹介、政府や保守系メディアが人質の無責任さを責め、健康診断や帰国費用の負担を求めたことを批判し、次のように指摘している。『日本人は人道主義に駆り立てられた若者を誇るべきなのに、政府などは人質の無責任さをこき下ろすことにきゅうきゅうとしている。イラクでの仕事を続けたいという人質の発言

に、政府と保守系メディアに無理解と怒号が沸き起こった。費用負担要求の慎みのなさは制裁まで伴っている」と報じている。

韓国『東亜日報』(二十日付)の東京特派員コラムも「帰国した三人の姿は、まるで海外に護送される犯罪者のようだった。さまざまな国の人がイラクで誘拐事件に巻き込まれたが、日本のように人質が謝罪した国はない」と指摘、日本社会の異常さに疑問を投げ掛けている。

一方、『朝日』『毎日』『東京』(中日)の論調には、『読売』のような「人質バッシング」はなかったものの、行き過ぎた国家権力の危険性を鋭く突く論調は見当たらず、いらいらが募っていた。大手マスコミは、政府のサマワ引き揚げ要請を受け入れ、派遣記者を撤退。事実上フリージャーナリストに頼らざるを得ない現状になっている。この現状をどう考えるべきか。「企業ジャーナリズム」の限界、墮落を嘆く声に耳にするのが寂しい。こんな中で、五月三日付『東京』の次の論説に賛意を表したい。

「自己責任論は、権力を握る側の『逆らうやつは助けてやらないぞ』という恫喝(ごうかく)に聞こえます。それ以後、解放された人質、家族が自由にものを言えなくなったのは恐ろしいことです。……窮地に陥った国民に対しては、たとえ政府の方針に反する考えの持ち主であっても、そして費用がかかっても、救いの手を差し伸べるのは政府の責務です。……かつての日本は、政府の決めた国策

遂行が最優先、国民を統制し、反論を許さない翼賛政治が行われました。その結末は悲劇的でした。国家を優先する考え方の小泉首相のもとで翼賛政治になったら——厳しい警戒が必要です」

「バランスを失った日本」が心配

極度のPTSD(心的外傷後ストレス障害)に追い込まれた高遠さんを除く四人の帰国会見を聞き、その純粋な志が明らかになるにつれ、無事解放に至る「真相」が分かってきた。イスラム聖職者協会の協力を引き出したのは、高遠さんらのイラク救援活動の実績が彼らの心に通じた結果と推察できる。日本政府よ、おごるなかれである。本稿の締めくくりとして、大沼保昭東大教授の明晰な指摘『朝日』4・24朝刊オピニオン面)を借用し、重大岐路に立たされた日本国家とジャーナリズムを考える契機にしたい。

「日本の将来への最大の不安は保守主義の知恵の喪失である。事件への多くの政治家とメディアの対応は、ここ数年私を感じていることをあぶり出した。戦後保守政治を支えた大きな要因は、目配りが利き、バランスがとれた保守主義の知恵だった。それが最近、そうしたバランス感覚と目配りが影をひそめ、ひたすら勇ましい言説が声高に唱えられ、主流となっている。今回単純な自己責任論が日本中を席巻したのも、最大の発行部数を誇る読売新聞がその点のみを強調する論陣を張ったことが、一つの大きな要因ではないか」

(池田 龍夫TTジャーナリスト)

放送時評

子ども向けTV番組で提言

BPO・放送と青少年に関する委員会

悪影響で小児科医が警鐘

五月五日「こどもの日」。総務省四日の発表によると、四月一日現在の十五歳未満人口推計は千七百八十一万人で昨年より二十万人少なく、二十三年連続の減少。また総人口に占める子どもの割合は一三・九%で三十年連続の低下、かつ過去最低である。少子化の傾向を反映していることだろうが、国際的にみて、調査年次は違うもののイタリア一四・三%、スペイン一四・五%などと並んで最低水準。

年齢別にみて十二―十四歳の中学生が三百六十七万人と最多で、〇―二歳の乳幼児が三百四十四万人と最も少ない。その乳幼児たちへの、テレビ長時間視聴の悪影響が小児科医に強く注目され、二月には日本小児科医学会、三月には日本小児科学会が相次いでネガティブな提言を発表した。

人間の脳は、乳児から五歳にかけて重量が大人の九〇%になるそうで、時にゼロ歳から二歳までに急速に発達して言葉やコミュニケーションの土台が作られるという。この提言は小児科医が臨床

現場で体験した子どもたちの異変に基づいてなされた。「言葉が出ない」「表情が乏しい」など発達に遅れがみられる子どもに、テレビやビデオを長時間見ている場合が多く、見るのをやめると状態が改善されるケースもしばしば。

小児科学会の調査によると、有意語（二語以上の意味のある言葉）を話せない子どもの割合が、「二日四時間以上見ているグループ」、「一日四時間以上で、家庭で八時間以上ついているグループ」、「四時間以上で、一緒に見ている親の話し掛けないグループ」は、それぞれ「そうでないグループ」の一・三倍、二倍、二・七倍と明らかに多い。「言葉の遅れ」に絞った調査だが、小児科医らは他の心身の発達にもテレビ・ビデオの長時間視聴が悪影響を及ぼしているのではないかと懸念している。

提言は専門医として両者ほぼ共通。拾うとほぼこう並ぶ。

「二歳以下の子どもにテレビ・ビデオは長時間見せない。テレビは一日二時間が目安」「テレビはつけっぱなしにしない」「一人では見せない。親と一緒に歌ったり、問い掛けに答えたりする」「授乳中、食事中にはつけない」「見終わったら消す。ビデオは続けて繰り返し見ない」「子ども部屋にテレビ・ビデオは置かない」

そしてアドバイス。「テレビにカバーを掛ける」「電源コードをコンセントから外す」「タイムスリッチ利用」「玩具や絵本を出しておき、テレビ以

外に関心を向けさせる」「長い時間見るとテレビが壊れる」と話す。「起床時や帰宅時にテレビがついていないようにする」――など。

家庭にテレビがあるのが当然な世の中。しかも「テレビ世代」の若いお母さんたちはテレビに無防備であり、その辺を改めて突いた小児科医たちの調査。自治体によっては、民間非営利団体を中心に「ノーテレビ・デー」を設け、効果を上げているところもあるという。

文部科学省は今年度から五年間、脳科学の視点から、テレビやゲームなどが子どもの心身の発達に与える影響を医学、心理学、教育学などの分野の連携で研究を行う。特に二〇〇六年度からは全国十カ所で乳幼児健診の場を活用、〇歳児と五歳児とを五千人ずつ観察・調査するという。

社会的責務求める

放送倫理機構（BPO）の「放送と青少年に関する委員会」（原寿雄委員長）は三月十九日、「へ子ども向け番組」についての提言を発表している。記者会見に際して原委員長は、「子ども向け番組への熱意、積極性が放送界から消えつつある」「民放各社の『青少年に見てほしい番組』の選定基準が不明確」と厳しくその背景を説明した。

提言の骨子は、各局に対して「子どもの成長発達を促進するための番組を放送する社会的責務の再認識を求める」趣旨で、具体的に以下。

一、青少年に見てもらいたい番組①見てほし

い理由を番組ごとに明示②新たな子ども向け番組の増設③番組欄へのマーク付けなど、視聴者に向けたアピール手段の検討。

一、子ども向け番組では、多様な価値観や生き方を子どもたちに示すような番組づくりを要望。

子どもの購買欲をおおるような商品の紹介や、関連グッズのアピールなどがなく十分な配慮を。

一、子ども向け番組とその制作者をサポートするため、外部の専門家も加えたシステムを作るなど、子どもによい番組”について、多角的に検討するよう。

会見に列席した尾木直樹副委員長は「いい子ども番組を作るとともに、すべての番組について、子どもの視聴者を意識して制作してほしい」と述べた。こんどの青少年委員会・提言があえて「へ子ども向け番組”について」と表記し、従来の、漠然とした「青少年問題」の指摘から一歩を踏み出している点を考えると、このコメントは意義深い。極めて多くの小、中学生が「すべての番組”について視聴者層を形成している現状にはつきり触れているからである。

青少年委員会は四月、委員交代を行った。二年間の任期を終えた尾木直樹、岩男寿美子、後藤弘子三氏に代わって「子ども問題」に詳しい新委員が登場したのも、ゆえなしとしない。大日向雅美(恵泉女学院大文学部教授(専攻・発達心理学)、斎藤次郎(教育評論家(専門・こども論、こども文化論)、山田由紀子(弁護士(日弁連子

どもの権利委員会事務局長、委員長など歴任。○一年から(被害者加害者対話の会運営センター)副理事長)の三氏である。

「作家性」で選ばれる向田賞

第二十二回向田邦子賞が四月五日、昨年七月日本テレビで放送された連続ドラマ「すいか」の脚本家、木皿(きざら) 泉氏に決まり、五月二十四日贈賞式が行われた。○三年度に放送された全テレビドラマの脚本のうち、最終選考にノミネートされたのは、「すいか」のほか、「さとうきび畑の唄」(TBS)、「マンハッタンラブストーリー」(同)、「僕と彼女と彼女の生きる道」(フジ)の四本だった。

この賞は一九八一年に台湾での飛行機事故で亡くなった向田邦子さんの名をテレビ史にとどめるため、「向田邦子賞委員会」と東京ニース通信社の共催で八二年度に設けられた。テレビドラマ作家に与えられる脚本賞として唯一のもの。

今回の選考委員は、これまでの受賞者の中から次の五氏。市川森一、山田太一、池端俊策、早坂暁、筒井ともみ。そうそうたる顔ぶれと言っている。記者会見で早坂氏は「映画では描けない、テレビ的空間を持ったドラマ。劇的なものは起きないが、茶の間の延長みたいに女の人たちがしゃべり、茶の間の力、せりふの楽しさ、せりふの危うさを満載している。せりふの持っている力で、どこに弾んでいくか分からない面白い作品」と選評を述べている。

会見で記者団からテレビドラマの現状についての質問が多くなされて目立った。早坂氏は「この賞の特徴はオリジナル作品という点。それが毎年細っていて、原作に頼ったものが多くなっている」と嘆き、委員長を務めた市川森一氏も「個性、作家性を最重要視しているが、今、テレビ界ではそれが軽視されている。作家が独自に発想したであろうというにおいを感じられるものを選んだ」と述べている。

時代からこぼれ落ちた信用金庫職員と漫画家が賭け付き下宿で出会い、暮らし、人生を見直していくコメディである。木皿氏は「やれどもやれども荒野みたいなものなんです。この仕事は。そこへふつと宿屋を提供してもらった感じ。温かい言葉を掛けてもらえて、評価されたことが本当にうれしいです。価値のなさそうなものに価値を見いだせる作家になれるよう努力します」。

この木皿泉氏、実は、ともに神戸市に住む男性(51)と女性(46)の「二人組」。本名は明かさないが「異色の作家」である。九〇年に「温泉刑事」(NHK)を共同執筆したのがきっかけで、その後二人で活動が続いている。主な作品に「やっぱり猫が好き」(フジ)、「秘密の花園」などがある。

二人がせりふにこだわり、男女それぞれの意外性を持ったせりふ回しが巧みなものもなげける。向田賞の歴史に異例な作家の登場である。

(大森 幸男(放送評論家)

新刊書のご案内

IT・デジタル時代の到来で情報の大量収集、大量加工、大量発信が容易に可能となり、既存メディアの事業にも影響を及ぼしつつある。われわれが多大な労力をつき込んで収集、加工、発信している情報は現行法ではどのように扱われ、外国ではどう保護されているか、さらに新たな法的保護の可能性があるのか――。

これら問題の理解の一助にと、当財団法人新聞通信調査会は三月末「IT時代の報道著作権」(中山信弘東大教授監修、手塚裕之弁護士ら四氏共著)を発行した。

同書は「現行法の検討」、「外国における収集労力の保護」、「立法による新聞報道の保護」などから成り、判例を多く取り入れ、分かりやすい内容となっている。一九〇頁。

希望者は頒価五百円、送料二百円の計七百円(同盟クラブ会員は無料。申し込みははがきで)をお払い込みください。郵便振替口座〇〇二〇一四一七三四六七(財新聞通信調査会)

◎人事異動

財団法人 同盟育成会

理事・事務局長・同盟学寮長

奥地 幹雄

同盟学寮長の委嘱を解く(三月三十一日付)

事務局長の委嘱を解く(五月三十一日付)

宮崎 行男

採用 事務局長とする(六月一日付)

(悲報)

山下 正喜氏(共同通信社元高知支局長、元同

盟通信社福岡支社付〓応召) 老衰のため平成十五年七月十二日死去。九十二歳。喪主は妻、ナツカさん。自宅は福岡県春日市桜ヶ丘二一九三。
高井 真澄さん(共同通信社元名古屋支社員) 肝硬変のため平成十五年八月二十三日死去。八十一歳。喪主は長男、勉氏。自宅は尾張旭市旭前町新田洞四九六八一九。

菅野 庄一氏(財科学技術広報財団元理事長、元同盟通信社東亜部員) 気胸のため三月二十五日死去。八十三歳。喪主は妻、檀さん。自宅は鎌倉市鎌倉山一〇一八。

福吉 健治氏(時事通信社元大阪支社商況部長、元同盟通信社大阪支社付〓応召) 急性胆のう炎のため四月八日死去。九十歳。喪主は長女、福井陽子さん。自宅は京都市東山区下堀詰町二二六、丸山久美子様方。

荒井 則行氏(共同通信社元技術部長) 肝臓細胞がんのため四月十日死去。七十二歳。喪主は妻、美知子さん。自宅は葛飾区金町一六一一九〇六。

鈴木 建氏(時事通信社元経済部次長、元同盟通信社内経部員) 脳出血のため四月十日死去。九十三歳。喪主は長女、阿多美保子さん。自宅は杉並区本天沼二二二一八。

小野田 政氏(産経新聞社元常務取締役、元同盟通信社社会部員) 呼吸不全のため四月二十一日死去。八十七歳。喪主は長男、進氏。自宅は中野区上高田五二二六一〇。

犬養同盟育成会・前田新聞通信調査会両財団理事長および奥地、猪目両理事・事務局長は四月二十三日、ハナミズキ満開の多磨霊園で岩永・古野両同盟通信社長の墓参をし、遺徳をしのいだ。

五月の講演会は二十七日開催。時事通信社運動部次長、吉永正幸氏が「アテネ・オリンピックの展望」と題して講演。

目次(六月号)

「戦時下」の米大統領選を占う……上田 泉貴…1	拡大EUでメディアの役割模索…橋本 晃…4
「捕鯨」報道を時系列で見る⑧…梅崎 義人…8	どう防ぐソフトの著作権侵害(下)…久保田 裕…12
英型公共放送は生き延びれるか…小林 恭子…16	「メディア談話室」
「もつと調査報道を」……藤田 博司…18	「プレスウオッチング」
人質:「自己責任論」の欺瞞……池田 龍夫…20	「放送時評」
子ども向けTV番組で提言……大森 幸男…22	「海外情報」
①英投資会社、「PCM」を買収 広瀬 英彦…7	②進まない中国機関紙の再編 木原 正博…11
③米新聞広告、2年ぶりに増加 金山 勉…15	定価一五〇円 一年分一五〇〇円(送料とも)
発行所	財団法人 新聞通信調査会
〒〇〇〇一	東京都港区虎ノ門一五一一六
	(晩翠ビル四階)
印刷所	振替口座〇〇二〇一四一七三四六七番
	株式会社 太平印刷社